

災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定書（測量、地質調査、調査・検討・設計、被災状況調査）【案】

国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長 斎藤 充則
（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、相模川水系広域ダム管理事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時応急対策業務（測量・地質調査・被災状況調査）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第2条 協定が適用される区分は、土木関係に関する応急復旧等とする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は相模川水系広域ダム管理事務所直轄管理区間とし、別紙の
とおりとする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区間における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容
区分（1）	地形測量・路線測量に関する業務
区分（2）	空中写真測量に関する業務
区分（3）	地質調査に関する業務
区分（4）	調査・検討・設計に関する業務
区分（5）	無人航空機による被災状況調査等に関する業務

(業務の実施体制)

第5条 甲は、当該管理施設の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに管理施設の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第6条 業務の指示は、甲又は施設管理課長が行うものとし、乙はその指示に従う者とする。

(業務の完了)

第7条 乙は、第5条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了報告等を速やかに施設管理課長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、第5条第2項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、河野災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(費用の請求)

第13条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第14条 甲は、第13条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第15条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(航空法における許可) ※区分(4)のみ記載。

第16条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当することが想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする

(有効期限)

第17条 本協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第20条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、予め局長の承認を受けた場合は、その限りではない。

2. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、測量、地質調査又は土木関係コンサルタント業務のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑則)

第21条 この協定の証として、本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲 国土交通省 関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長 齋藤 充則

乙 ○○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ (印)

